

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成27年7月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500062 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500030 号

第 1 結論

請求期間のうち、請求者の A 社における平成 17 年 6 月 1 日から平成 18 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 17 年 6 月から平成 18 年 8 月までの標準報酬月額については、9 万 8,000 円を 26 万円に訂正する。

平成 17 年 6 月から平成 18 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 6 月から平成 18 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 9 月 1 日から平成 18 年 9 月 1 日まで

請求期間の標準報酬月額は、私が所持している給与支給明細書の給与支給額と大きく相違しているので、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間のうち、平成 17 年 6 月 1 日から平成 18 年 9 月 1 日までの期間については、請求者が提出した給与支給明細書（写）から、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（9 万 8,000 円）を超える報酬月額の支払いを受け、標準報酬月額 26 万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち平成 17 年 6 月 1 日から平成 18 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと

認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書（写）において確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年6月から平成18年8月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、上記給与支給明細書（写）において確認できる厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成17年6月から平成18年8月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成16年9月1日から平成17年6月1日までの期間について、請求者は、当該期間に係る給与支給明細書を所持していない上、請求者が勤務していたA社は、誤った厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出したものと考えるが、届出を確認できる資料等は保管していないと回答しており、請求者の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できないことから、記録の訂正は認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第1500049号

厚生局事案番号：中国四国（国）第1500006号

第1 結論

平成13年*月から平成14年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成13年*月から平成14年1月まで

私の周囲では、学生は国民年金に加入する必要はないという意見があったが、私は20歳に到達した時点で国民年金に加入し、国民年金保険料を全て納付したのに、請求期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を請求者の母親が行っていたと主張しており、請求者の母親は、「時期は忘れたが、電話で年金事務所に請求者である娘の年金記録を問い合わせた際、未納期間は2か月であり、それ以外に国民年金保険料の未納はないと説明されたので、当該期間の納付書を発行してもらい、保険料を納付した記憶がある。」と陳述している。

しかしながら、オンライン記録によると、平成22年9月14日に学生納付特例期間である請求期間直後の平成14年2月及び同年3月の国民年金保険料（2か月分）が追納されていることが確認でき、当該追納が請求者の母親の陳述する納付であったとみられるが、請求期間は、学生納付特例を申請した同年3月18日の時点では、学生納付特例期間とすることができず、追納の申出をした平成22年9月2日の時点において、請求期間の保険料は時効により納付することができなかったことが確認できる。

また、請求者の母親は、「私は、娘の国民年金に係る加入手続を行った記憶はないが、娘が20歳になった頃に納付書が届き、その納付書で請求期間の国民年金保険料を納付した。」と陳述するのみで、請求期間に係る国民年金保険料を納付した場所や納付金額等の記憶が明確ではないことから、当該期間の保険料が納付された事情はうかがえない。

さらに、A市が管理した請求者に係る国民年金被保険者名簿（CSVデータ）によると、請求期間が未納と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致している上、改製された戸籍の附票等によると、請求者は、請求期間を含む20歳に到達する以前から平成20年3月24日まで継続して同市に住所地があることから、請求者に対し、同一市町村が別の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難いほか、オンライン記録による氏名検索を行っても請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡はない。

加えて、基礎年金番号制度が導入された平成9年以降の期間は、基礎年金番号による統一的な記録管理が行われていることから、請求期間の収納に関する記録漏れ等の誤りが生じる可能性は低いものと考えられる。

このほか、請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500069 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1500007 号

第 1 結論

昭和 45 年*月から昭和 47 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 45 年*月から昭和 47 年 3 月まで

私が 20 歳になった際、A 市において母が私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、双子である姉から、自宅を訪問していた自治会の方に母から手渡しされた家族分の保険料相当額を、毎月、姉が渡して国民年金保険料を納付していたと聞いている。

請求期間について、姉は当該期間が納付済みとして納付記録があるにもかかわらず、私の記録だけが未納となっているのは考えられないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録における請求者の記号番号の前にある任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 48 年 5 月頃に A 市において払い出されたものと推認でき、この頃に加入手続が行われ、請求者は 20 歳到達時に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、当該加入手続時点において、請求期間のうち昭和 45 年*月から昭和 46 年 3 月までの期間は、保険料納付の時効により既に国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者が所持している請求者の母親から婚姻時に受け取ったとする国民年金手帳は、昭和 48 年 5 月 22 日に A 市を住所地として発行され、国民年金印紙検認記録欄には昭和 48 年度及び昭和 49 年度の各月分に現年度納付を示す同市の検認印が押されていることが確認できるが、請求期間である昭和 45 年*月から昭和 47 年 3 月までの検認記録は無い。

さらに、請求者は、請求者と双子である姉の国民年金の加入手続を A 市において請求者の母親が行い、請求者と当該姉の二人分に係る請求期間の国民年金保険料も母親

が同市に納付したと陳述しているが、i) 姉の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における姉の記号番号の前後にある任意加入被保険者の資格取得日から、昭和48年4月頃にB市において払い出されたと推認でき、この頃に加入手続が行われ、20歳に到達した昭和45年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していること、ii) 姉は、国民年金の加入手続を婚姻後に自らが行ったと陳述していること、iii) 姉が加入手続を行った際に受け取ったとして提出された国民年金手帳は、婚姻後の姓が記載され、昭和48年4月25日にB市を住所地として発行されていること、iv) 姉の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びB市が管理した国民年金被保険者名簿並びに当該年金手帳に貼り付けられた領収証書から、昭和45年*月から同年12月までの期間及び昭和46年9月から同年12月までの期間は第2回特例納付、同年1月から同年8月までの期間及び昭和47年1月から同年3月までの期間は過年度納付にて納付済みであることが確認できることから、姉の加入手続及び保険料の納付状況は、請求者が陳述する加入手続時期及び姉の分と一緒に国民年金保険料をA市で納付したとする状況とは相違する。

加えて、改製原戸籍の附票等によると、請求者は、20歳到達する以前から昭和53年5月まで継続してA市に住所地があることから、同一市町村が別の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難い上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

その上、請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料納付に関与したとする請求者の母親は既に亡くなっていることから、請求期間における保険料納付の状況等を確認することができない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も無い。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500035 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500029 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社及び B 社における厚生年金保険被保険者資格の
取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の C 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月
日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月 1 日から平成 4 年 5 月 1 日まで
② 平成 7 年 5 月 1 日から平成 14 年 7 月 1 日まで

私は、請求期間①については A 社に、請求期間②については C 社に D 業務として
勤務していたが、その期間の厚生年金保険の加入記録がないので、請求期間の記録
を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、請求者が勤務していたと主張している請求事業所は、事業主
の回答から、A 社及び B 社（平成 2 年 7 月に E 社から名称変更）であったとみられ、
事業主は、請求期間当時、請求者が A 社及び B 社で勤務していたと回答しているが、
事業主から、厚生年金保険料控除に関する事項について回答がなく、請求期間①当時
の賃金台帳、源泉徴収簿などの厚生年金保険料の控除を確認できる資料の提出がない
ことから、請求者が事業主により給与からの厚生年金保険料を控除されていたことは
確認できない。

また、請求期間①当時、A 社において厚生年金保険に加入記録のある同僚 11 人に
文書照会したところ、6 人から回答があったものの、全員が請求者を覚えていないと
回答している。

さらに、請求者は請求期間①に係る雇用保険の被保険者記録がなく、A 社に係る健
康保険厚生年金保険被保険者原票及び B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原
票に、請求者の名前は見当たらず、請求期間①において、当該被保険者原票の健保番
号に欠番はない。

加えて、請求者は、昭和 47 年 12 月 19 日から現在に至るまで、国民健康保険の被保険者であることが確認できることから、国民健康保険の被保険者でありながら厚生年金保険の被保険者であるという状況は考えがたい。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①については、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②については、請求者は、C社においてD業務として勤務していたと主張し、請求期間当時の事業主は、請求者は請求期間に勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除していたと回答しているが、事業主は、厚生年金保険料の控除については事務担当者（死亡）が行っていたので具体的な事情は不明であると回答しており、事業主から請求期間②当時の賃金台帳、源泉徴収簿などの厚生年金保険料の控除を確認できる資料の提出を求めたものの、資料の提出がないところから、請求者が事業主により給与からの厚生年金保険料を控除されていたことは確認できない。

また、請求期間②当時、C社において厚生年金保険に加入記録のある同僚 17 人に文書照会したところ、5人から回答があり、4人は、「請求者を覚えていない。」と回答しており、残りの1人は、請求人は自分より先に正社員としてD業務を行っていたと回答しているが、退職した時期や給与からの厚生年金保険料控除の有無については不明と回答している。

さらに、請求者は請求期間②に係る雇用保険の被保険者記録がなく、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者記録に請求者の名前は見当たらず、請求期間②において、当該被保険者記録の健保番号に欠番はない。

加えて、請求者は昭和 47 年 12 月 19 日から現在に至るまで国民健康保険の被保険者であることが確認できることから、国民健康保険の被保険者でありながら厚生年金保険の被保険者であるという状況は考えがたい。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②については、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。